

令和6年度 第1回原村国保運営協議会会議録

令和6年8月2日（金） 午後6時57分
原村役場 201会議室（2階）

出席委員 （被保険者代表）折井、清水
 （保険医保険薬剤師代表）正木、丸山
 （公益代表）平出、小松

職 員 （保健福祉課長）伊藤 （住民税務課長）平出
 （医療給付係長）河野 （税務係長）中村
 （健康づくり係長）浦野 （国保税担当）長田
 （国保担当）松澤

1 開 会

保健福祉課長：国民健康保険運営協議会を開催します。
 事務局職員の異動者の自己紹介

2 協議事項

(1) 会議録署名人の指名

保健福祉課長：正木委員・清水委員をお願いします。

(2) 国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

住民税務課長：資料に基づき説明

会長：説明について質問等ありますか。

— なし —

(3) 第3期保険事業実施計画（データヘルス計画）の策定について（報告）

健康づくり係長：資料に基づき説明

会長：説明について質問等ありますか。

B委員：アンケート調査結果に基づいて、特定健診の受診率が低い要因の一つとして考えられるのは、定期的に通院しているためとの回答がありますが、恐らく他の市町村でも一定数いると思われます。受診率が上位にある市町村では、定期的に通院している人も特定健診も受けているというところで差が出ていると思われます。今後その対象者についてどのようにアプローチをしていくかということが明確にならないと、改善につながらないと思いますが。

健康づくり係長：他市町村に学びながら詳しく見ていきたい。昨年度から通院している医療機関で検査しているデータを提出していただき、みなし健診ということで特定健診データに反映してくという取り組みを実施しています。今年度は昨年度より時期を早めて実施しています。また、先生方から特定健診の受診案内していただくなど、ご協力いた

だいてます。

B委員：みなし健診は受診率に加算されるということですか。

健康づくり係長：データが揃えば加算されます。

B委員：関連して、アンケート調査結果で上位に特定健診があることを知らなかったという回答が 12.3%ということで、世代ごとでのアンケート結果は出ていますか。

健康づくり係長：その項目での世代分析まではできていないが、受診率をみると若い方、40代50代の男性、現役世代の受診率は低い世代となっています。ハガキや受診勧奨を出していますが、なかなか出しているつもりであって、受け取る側に伝えられていないということが課題と感じています。通知の出し方を一律にするのではなく、今までの受診履歴や健診履歴を確認しながら、アプローチをしていこうと思っています。

B委員：効果的な40代50代の農家さんへのアプローチでJAさんに協力してもらおうなど何かあるとよいですね。

A委員：有線放送で周知するなどもありますね。

健康づくり係長：有線放送や通知を出すことで反応があるので、定期的に情報を提供していかねばいけないと感じています。例年は秋・冬に受診勧奨していましたが、今年度は早めに夏から受診勧奨を行っていこうと考えています。

B委員：私も当初、農業者になったときは集団健診しかないという勘違いをしていたのですが、その日程が農繁期だったのでいけないなと思っていたので、もしかしたらそういう方もいると思われるので、個別健診もできるということを知れば、自営業の方が自分の仕事の暇な時期に受けることができると思います。また、そういったところでのアプローチをしていただければと思います。

会長：そのほか質問等ありますか。

C委員：ひと昔前は健診を地区ごとに行っていましたよね。いつから現在のやり方になりましたか。また当時との受診率の差はどれくらいありますか。

健康づくり係長：20年ほど前になるかと思いますが、当時は特定健診という制度がまだない時代で、健康保険に関わらず受け入れていた時期だったので、具体的に比較はできないかなとは思っています。以前は地区を巡回するやり方から、途中で保健センターにて実施するようになり、バスで送迎を行っていました。その後、個別医療機関健診が始まったので、かかりつけ病院や近くの医院で受けていただくようになったという経過があります。

C委員：今後工夫していかないとですけど、各地区巡回で実施するとなるとお金がかかるかと思うので大変ですかね。コロナの関係で予約してから健診を受けるやり方になりましたか。

健康づくり係長：コロナ禍になって変わったことは、待合を減らす目的で3日間の日

程の中で地区割りの予約制になりました。また、コロナ前は申込書の配布回収を地区にお願いし、保健センターに提出していただきましたが、直接保健センターに郵送していただくように変更しました。

C委員：やり方を変えたことによって受診率に変化はありましたか。

健康づくり係長：受診率はコロナ前まで戻っていません。

C委員：保険者努力支援の交付金で受診率が関連していると思いますが、工夫してその結果どうなったかというところをデータで分析して頑張ってください。

(4) 国民健康保険税の暫定賦課の廃止について

税務係長：資料に基づき説明

会長：説明について質問等ありますか。

B委員：暫定賦課廃止が確定した場合の周知方法等はどのような事を検討していますか。

税務係長：本日この場で決定いただければ、9月議会にかけさせていただき、承認をいただければ、周知を行いたいと思います。広報はらやホームページでの周知を考えています。郵送での周知は今後検討していきたいと思います。

C委員：暫定賦課廃止することにより、年度当初の収入がなくなることでの影響はどうでしょうか。

医療給付係長：普通徴収での収入がなくなるだけで、特別徴収分はあること、また年度当初の大きな支払として保険給付費等については、伝票上支払ったという処理をしているが、実際は県から国保連合会へ支払いをしているため、影響はありません。4月から6月の支払いはあまり多くなく、繰越金もあることから、暫定賦課廃止となっても、極端に支払いが回らないということはありません。

C委員：繰越金がいまのままの場合にですよね。将来的に繰越金が減っていったときに問題となると思いますが。

医療給付係長：その場合には、一般会計の方から事務費を繰り入れているため、概算で年度の前半で繰り入れをし、確定したところで精算してもらうというようなことを考えていきたいです。

C委員：あらかじめそういったところの仕組みを作ったうえで廃止していかないと資金繰りができなくなるということですね。その辺まで考慮したうえで、他市町村と合わせるよう変えていくことですね。

住民税務課長：財布事情でお話しますと、会計管理は特別会計ですが、関係機関の一時運用で昔から運用しているので、村の財政も厳しくなってくると、それも厳しくなってきます。そうすると、一時借入れという最終手段になるかと思いますが、今の財政状況でいけば、一時運用を工夫しながら回していけばよいかと考えています。

会長：そのほか何かありますか。暫定賦課については、令和7年度から廃

止するというところでよろしいでしょうか。

C委員：将来を考えて仕組みを作り、うまく運用できるようにしていただきたい。

会長：では、暫定賦課については、令和7年度から廃止するというところでお願いします。

(5) 令和5年度国民健康保険事業特別会計事業報告及び決算について（報告）

医療給付係長：資料に基づき説明

会長：説明について質問等ありますか。

D委員：医療費の関係で、成果説明資料における総医療費とデータヘルス計画における総医療費に金額の差があるが、位置づけが違うのか。また、同じように一人当たりの医療費についても差がだいぶあると思うが、この点について、教えてください。

医療給付係長：同じ国保事業の中であるが、数字の引っ張ってくる条件が違うかと思えます。確認してご説明いたします。

D委員：全体の中で国保事業っていうのは約10億円の総費用の中で、医療費が約7億円ということで、そのうち賄う部分がいわゆる国保税に当たる部分と県からの療養医療給付費ですか。あとその他の費用を含めて10億の事業を運営していると理解していいわけですね。

医療給付係長：はい。

D委員：その中で、1億3千万円くらいが繰越金、基金が1億1千万円という中で、最終的に先ほど言ったように、今後においても当面は大丈夫というようにみているということですか。

保健福祉課長：6市町村で比べましても、基金や繰越金の割合が高いような感じで、全県的県下に見てもこれだけ潤沢にあるというのはあまりないみたいです。

C委員：成果説明資料における第三者行為求償実績額と返納金実績額は毎年このくらい発生するものなののでしょうか。

医療給付係長：第三者行為求償実績額は、交通事故等により医療保険が使えない状況で使用している場合などで、相手方に請求し、返還していただいた額のこと、返納金実績額は国保資格を喪失した日以降に国保の保険証を使用し、オンラインで調整ができなかった場合などに被保険者から保険者負担額分について返納いただいた額のことです。

(6) 国民健康保険基金について

医療給付係長：資料に基づき説明

会長：説明について質問等ありますか。

C委員：資産割が廃止されて、その廃止した分をどのように所得割、均等割、平等割がどのように増えるのですか。

医療給付係長：資産割が減った分を他の税率あげて調整するという計算ではなく、3方式にした場合に、原村の納付金をまかなうため、県から示された標

準保険料率に近づけていくという計算をしています。

D委員：令和9年に6市町村で統一するということですか。

医療給付係長：まだどのように統一するかは決まっています。

D委員：全ての項目を統一的に6市町村で同額もしくは同率に持っていくというふうな形でしょうか。

医療給付係長：最終的には県で同じ税率になるのですが、令和9年度までに応益割をおおむね9割の水準を2次医療圏では統一していくようになります。

会長：令和12年頃には県で平均化されていくことを考えると税率が上がるどころ、下がるどころとあるかと思いますが。

D委員：繰越金や基金があれば、普通は税率を下げるが、基金の取り崩しなどは最低限で行っていかないといけないと考えられますね。一方では、保健事業で受診率を増やすなどでも使ったりすることもあると思いますが。

保健福祉課長：今後どれだけ急激な影響があるかわからない中で、税率の上げ幅を抑制していくことも大事なことです。1人当たりの納付金の部分で整備していくところで基金を投入していくということですね。

会長：基金の想定される用途について、今年保険税率引き上げをお願いしたところで、今後それ以上に被保険者の負担が大きくなるが出てくると、大変になるかなと思います。

保健福祉課長：基金を投入するかというのも状況を見極めながらということですが、現状において今すぐどうしたらよいと判断はできない部分があるので、今後皆様の意見等聞きながら進めていきたいです。

D委員：透析等の医療費の負担増加が直接影響することは無いということですか。

保健福祉課長：転入や定年での加入者などの異動についても全然見通しが見つからない部分もある中で、医療費など単年度支出が増大した場合などは基金が今ある中で活用していくことになるかと思っています。

C委員：基金の用途について、重点的に取り組みが必要な場合ということで、特定健診受診率に関わってある程度予算をかけて思い切った計画を立ててもらえたらと思いますので、ご検討ください。

B委員：激変緩和措置の見込みは立たないのでしょうか。今後の納付金影響額と保険税率改定影響額の差分が激変緩和措置でまかなえたとしたら、基金は税率を上げないという部分で活用できる可能性が出てくると思いますが。

保健福祉課長：予算運営をするにあたって激変緩和で何千万入ってくるという見込みがあれば、どのように基金を活用するという検討の余地が出てくると思いますが、毎年不透明な中で毎年税率の部分に当てていくというのは怖いと思うところです。統一の動きも見据えながらたとえ今の差額が1割分ということであっても、この先の差額が今以上にひらく可能性も考えられるので状況を見極めながら、基金の使い方の方針転換ができればというところで、皆様方のご意見も踏まえた上で検討してい

きます。

B委員：令和12年度までの試算は可能か。今後の方針を検討するには必要だと思います。

保健福祉課長：現在示されている医療費指数を使用してある程度のシュミレーションはできても、現段階で精度を高められるかというところでは不透明であり、その辺が見えてきた段階で色々と方策を検討していきたいです。

B委員：基金は税率を下げるということには使わないが、上げないことについて使うことはできるという認識でよろしいでしょうか。

医療給付係長：令和6年度の改定でお示した令和6年度算定で納付金を集めるのに原村ではこのくらいの税率必要ですというところを、令和9年度に設定して税率をだんだん上げていくというところですが、本来であれば今時点でその標準保険料率分に足りていないです。もしそれを上げないまま行くと、納付金全体の中で標準保険料率は上がっていくため、どんどん差がひらいてしまうというイメージになります。

B委員：その差額に基金を使えるという認識でよろしいでしょうか。

保健福祉課長：そういうことになりますね。

B委員：つまり、納付金の増加分に充てるという扱い、保険税率引き上げでまかなわなければいけない部分も納付金の増分を基金で補填すれば、保険税率の上げ幅を抑えるということになりますね。

医療給付係長：県のワーキンググループで納付金の算定方法を見直すというところに手を付けているので、令和6年度の試算ではこのようになりますが、今後また統一に向けて納付金関係の不利になるところが出ないよう話が進んでいるそうです。納付金の算定自体が変わってくると試算も変わるかと思われま。

A委員：今後、医療費指数の統一が進んでいく中で、1人当たりの納付金の大きな増額が見込まれるということで、基金を主に税率の引き上げを抑制していくための財源として必要に応じて取り崩していくことはよろしいでしょうか？

— 承認 —

(7) その他

医療給付係長：マイナンバーカードと被保険者証の一体化に関して資料に基づき説明

会長：保険証廃止については、条例改正を9月議会に上程とのことになります。

連絡事項

保健福祉課長：事務局より今後の予定について説明

副会長：以上を持ちまして令和6年度第1回原村国民健康保険運営協議会を終了します。ありがとうございました。